

事件名	著作権判例百選事件（保全異議申立事件）
判決日・事件番号	平成28年4月7日・平成28年(モ)第40004号 保全異議申立事件（著作権民事仮処分）
出典	最高裁HP
事案の概要	債権者は、自らが編集著作物たる別紙著作物目録記載の雑誌『著作権判例百選〔第4版〕』（以下「本件著作物」という。）の共同著作者の一人であることを前提に、債務者が発行しようとしている別紙雑誌目録記載の雑誌『著作権判例百選〔第5版〕』（以下「本件雑誌」という。）は本件著作物を翻案したものであるなどと主張して、本件著作物の①翻案権並びに二次的著作物の利用に関する原著作物の著作者の権利（著作権法28条）を介して有する複製権、譲渡権及び貸与権又は②著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）に基づく差止請求権を被保全権利として、債務者による本件雑誌の複製、頒布、頒布する目的をもってする所持又は頒布する旨の申出を差し止める旨の仮処分命令を求めた（以下「本件仮処分申立て」という。）。裁判所は、本件仮処分申立てには理由があると判断し、平成27年10月26日、「債務者は、別紙雑誌目録記載の雑誌の複製、頒布、頒布する目的をもってする所持又は頒布する旨の申出をしてはならない。」との仮処分決定（以下「本件仮処分決定」という。）をしたのに対し、債務者がこれを不服として保全異議を申し立て、原決定である本件仮処分決定の取消しと本件仮処分申立ての却下を求める事案である。
請求の結論	棄却
関係条文	著12／著19／著20条／著21／著26の2／著26の3／著27条／著28／著112
著作物の種別	言語の著作物（編集著作物）
原告著作物	判例集
著作物性	認容
被告行為	債権者は編集著作物たる著作権判例百選〔第5版〕（本件雑誌）の共同著作者の一人であるところ、債務者が、これを翻案して著作権判例百選〔第5版〕（本件雑誌）を作成、発行する行為
権利の種類	氏名表示権 同一性保持権 複製権 翻案権 譲渡権 貸与権
主な争点	(1) 債権者が編集著作物たる本件著作物の著作者の一人であるか。（争点1） (2) 本件雑誌の表現から本件著作物の表現上の本質的特徴を直接感得することができるか（本件雑誌が本件著作物を翻案した二次的著作物に当たり、本件著作物の同一性保持権を侵害するものとなり得るか。）。（争点2） (3) 本件著作物は別紙『著作権判例百選』（第4版）搭載判例リスト（案）」のとおり原案（以下「本件原案」という。）を原著作物とする二次的著作物にすぎず、本件著作物において新たに付加された創作的表現が本件雑誌において再製されてはいないといえることができるか。（争点3）

	<p>※その他争点4～10あり</p>
<p>判旨</p>	<p>(1) 著作者性について(争点1)</p> <p>本件著作物では、表紙において、「A・X・B・C編」と表示され、②はしがきにおいて、これら4名が、「この間の立法や、著作権をめぐる技術の推移等を考慮し、第4版では新たな構成を採用し、かつ収録判例を大幅に入れ替え、113件を厳選し、時代の要求に合致したものに衣替えをした」主体として表示されている。上記①のような、氏名に「編」を付する表示(編者の表示)は、その者が編集著作物の著作者であることを示す通常の方法であるとみられるところ、本件著作物における上記②の表示をも併せ考慮すると、本件著作物には、その公衆への提供の際に、債権者を含む上記4名が編集著作者名として通常の方法により表示されているものであることは明らかというべきである。したがって、<u>著作権法14条により、債権者は、編集著作物たる本件著作物の著作者(編集著作者)と推定される。</u></p> <p>①債権者は、執筆者について、特定の実務家1名を削除するとともに新たに別の特定の実務家3名を選択することを独自に発案してその旨の意見を述べ、これがそのまま採用されて、本件著作物に具現されていること、②本件著作物については、当初から債権者ら4名を編者として『著作権判例百選[第4版]』を創作するとの共同の意思の下に編集作業が進められ、編集協力者として関わったD教授の原案作成作業も、編者の納得を得られるものとするように行われ、本件原案については、債権者による修正があり得るという前提でその意見が聴取、確認されたこと、③このような経緯の下で、債権者は、編者としての立場に基づき、本件原案やその修正案の内容について検討した上、最終的に、本件編者会合に出席し、他の編者と共に、判例113件の選択・配列と執筆者113名の割当てを項目立ても含めて決定、確定する行為をし、その後の修正についても、メールで具体的な意見を述べ、編者が意見を出し合っただけで判例及び執筆者を修正決定、再確定していくやりとりに参画したことを指摘することができる。上記①ないし③を総合しただけでも、他の共同著作者の範囲はともかくとして、債権者が本件著作物の編集著作者の一人であるとの評価を導き得るところ、本件において、前記イの推定を覆す事情が疎明されているということとはできない。したがって、債権者は、編集著作物たる本件著作物の著作者の一人であるというべきである。</p> <p>(2) 翻案該当性ないし直接感得性について(争点2)</p> <p>本件著作物と本件雑誌とで判例等の選択及び配列が全体として類似していることは明らかであって、本件著作物の判例等の選択・配列の大部分が本件雑誌にも維持されていることが確認できるとともに、本件雑誌の判例等の選択・配列を見たときに本件著作物のそれに由来する上記各一致部分の全部又は一部を優に感得することができる。本件著作物及び本件雑誌に掲載される判例と</p>

	<p>執筆者の執筆する解説が編集著作物たる本件著作物及び本件雑誌の素材であるところ、その表現（素材の選択又は配列）の選択の幅（個性を発揮する余地）を考えると、『判例百選』の性格上、判例の選択や判例等の配列に係る選択の幅はある程度限られるものの、執筆者の選択すなわち誰が執筆する解説を載せるかという選択の幅は決して小さくない上、どの判例の解説の執筆者として誰を選ぶかに係る選択の幅は極めて広いというべきであるから、本件著作物と本件雑誌とで表現（素材の選択又は配列）上共通する部分には、創作性を有する表現部分が相当程度あるものということができる（なお、編集著作物における素材の選択及び配列に係る上記各一致部分の組合せ全体に創作性を認めることもできると考えられる。）。以上の事情を総合すれば、本件著作物と本件雑誌とで創作的表現が共通し同一性がある部分が相当程度認められる一方、本件雑誌が、新たに付加された創作的な表現部分により、本件著作物とは別個独立の著作物になっているとはいえない。このように検討したところによると、本件雑誌の表現からは、本件著作物の表現上の本質的特徴を直接感得することができるというべきである。そして、前記1で認定したとおり、本件雑誌が本件著作物の改訂版として作成されているものであることなどに照らすと、編集著作物たる本件雑誌が本件著作物に依拠して編集されたことは明らかである。以上によれば、編集著作物たる本件雑誌を創作する行為は、本件著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想を創作的に表現することにより、これに接する者が本件著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為、すなわち本件著作物の翻案に該当し、本件雑誌は本件著作物を原著作物とする二次的著作物に該当する。また、本件雑誌における本件著作物の利用は、同一性保持権侵害の要件をも満たすということができる。</p> <p>（3）本件著作物を本件原案の二次的著作物とする主張の当否について（争点3）</p> <p>債務者は、本件著作物は本件原案を原著作物とする二次的著作物にすぎないとした上で、二次的著作物の著作権者が権利を主張できるのは新たに付加された創作的部分に限られるところ、本件著作物において本件原案に新たに付加された創作的表現が本件雑誌において再製されているとは認められない旨主張する。・・・本件においては、その完成の段階で、債権者を共同著作者の一人に含む共同著作物が成立したとみるのが相当である一方、途中の段階で本件原案が独立の編集著作物として成立したとみた上で本件著作物について本件原案を原著作物とする二次的著作物にすぎないとするは相当ではない。</p>
キーワード	共同著作物 編集著作物 著作者
特記事項	基本事件 東京地方裁判所平成27年（ヨ）第22071号仮処分命令申立

	事件
作成者コメント	なし
作成者	白井里央子
作成日	平成 26 年 8 月 25 日